

VII. 景観づくり

富山県は、立山連峰等の眺望、砺波平野等の散居村風景などの代表的景観をはじめとした、すばらしい自然、歴史・文化的景観に恵まれています。

これらは県民共有の財産といえ、これを守り、育て、さらに魅力ある景観を創っていくため、平成14年9月に「富山県景観条例」を制定し、総合的な景観づくりに取り組んでいます。(平成15年4月1日施行)



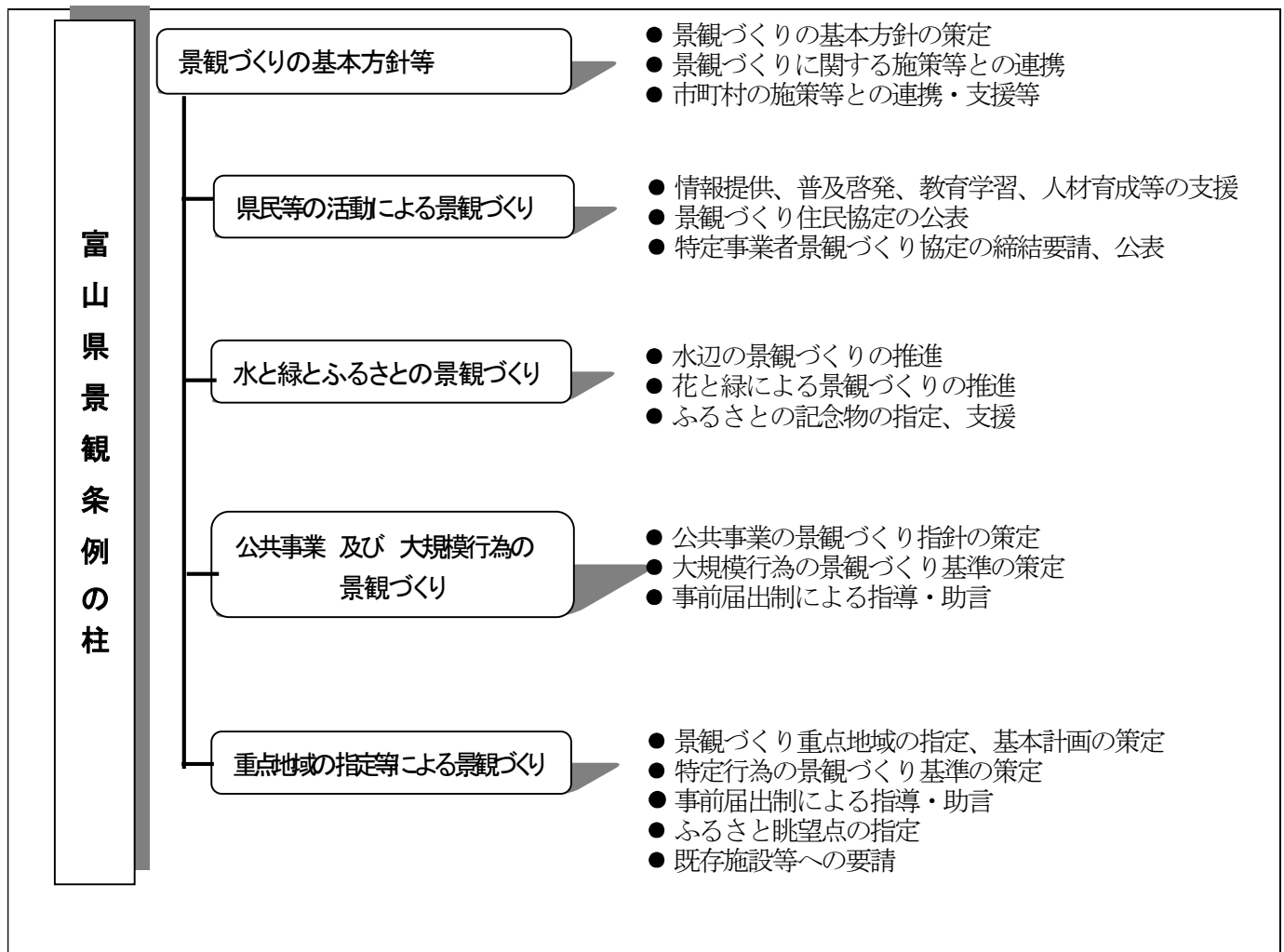
八日町町内会 (南砺市)

(1) 富山県景観条例

■ 条例の概要

富山県景観条例の目的

地域の特性を生かした優れた景観の保全及び創造を図り、水と緑といのちが輝く美しい県土の形成に資する



「富山県景観条例」に定められた主な景観施策

県民等の活動による景観づくり…県民主体の景観づくり
 県民・事業者の景観づくり活動が促進されるよう、幅広い支援等を行います。

- ① 情報提供や普及啓発、学習の支援などを行う
- ② 「景観づくり住民協定」が締結された場合、取組みを公表する
- ③ 事業者との間に「特定事業者景観づくり協定」を締結し、事業者の取組みを公表する

水と緑とふるさとの景観づくり…富山らしい景観づくり
 水と緑、眺望を生かし、富山らしい景観づくりを進めます。

- ① 水辺の景観づくり、花と緑の景観づくりの指針を定める
- ② 地域の優れた景観をなす建造物等を保存するため「ふるさと記念物」として指定する
- ③ 優れた景観を眺望できる地点を「ふるさと眺望点」として指定する

公共事業 及び 大規模行為の景観づくり…広域的な景観づくり

「公共事業の景観づくり指針」を定め、これに基づき率先して景観に配慮した公共事業を推進します。
 また、地域の景観に大きな影響を与える大規模な建築・開発行為等については、行為を行う際に景観上配慮すべき事項を「大規模行為の景観づくり基準」として定め、事前に届出をしていただき、基準に従い必要に応じて指導、助言を行います。

景観づくり重点地域の景観づくり…拠点的な景観づくり

県民に親しまれ県の顔となる地域や、新たに重点的に景観づくりを図る必要がある地域を「景観づくり重点地域」として指定し、積極的かつ計画的に景観づくりを推進します。

- ① 重点地域の目指すべき景観の方向性を示す「重点地域基本計画」を策定する
- ② 重点地域の景観づくりに影響する建築・開発行為等の特定の行為については、「特定行為の景観づくり基準」を定め、事前届出制により指導・助言を行う。

(2) 屋外広告物

看板、はり紙、広告塔などの屋外広告物は、生活に必要な情報を知らせてくれたり、街に賑わいや活力を与えてくれる反面、無秩序な掲出によって、周囲の景観に悪影響を及ぼしたり、交通の安全を阻害するおそれを生じることさえあります。

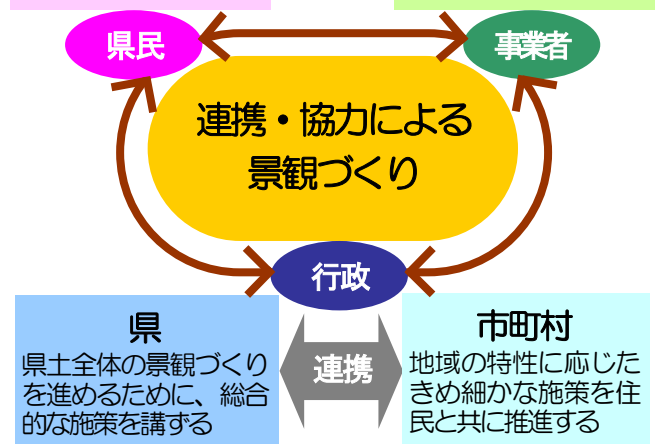
このため、富山県では「公衆への危害の防止」と「美観風致の維持」を目的として富山県屋外広告物条例（富山市は富山市屋外広告物条例）を定め、禁止地域（原則として広告物を表示できない地域）、許可地域（市町村長の許可を受けなければ広告物を表示できる地域）、禁止物件（原則として広告物を表示できない物件）などを指定し、規制を行っています。

また、規制するだけでなく、良好な屋外広告物の表彰や屋外広告物ガイドラインを作成することで広告主等に屋外広告物設置の適正化への普及啓発や誘導を行い、周囲の景観と調和した美しく良好な広告景観が形成されることを目指しています。

■景観づくりのイメージ

自主的に、家庭や地域の身近な景観づくりに努める

事業活動を通じ、地域の景観づくりに寄与するよう努める



県
 県土全体の景観づくりを進めるために、総合的な施策を講ずる

市町村
 地域の特性に応じたきめ細かな施策を住民と共に推進する

連携



第11回景観広告とやま賞 景観広告大賞受賞作品
 (高岡市)